

平成21年12月11日

## 国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案（第2次案）

### 第1 被告の住所等による管轄権

- ① 日本の裁判所は、訴えについて、被告となる人の住所が日本国内にあるとき、その者の住所がない場合又は住所が知れない場合には居所が日本国内にあるとき、その者の居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、上記①の規律にかかわらず、管轄権を有するものとする。
- ③ 日本の裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

### 第2 契約上の債務に関する訴え等の管轄権

#### 1 契約上の債務に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、契約上の債務の履行の請求に係る訴えについて、次に掲げる場合には、管轄権を有するものとする。
  - ア 契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
  - イ 契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
- ② 上記①の規律により契約上の債務の履行の請求に係る訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、当該契約上の債務に関して行われ

た事務管理又は生じた不当利得に係る請求，当該契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他当該契約上の債務に関する請求に係る訴えについても，日本の裁判所は管轄権を有するものとする。

## 2 手形又は小切手に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は，手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えについて，手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは，管轄権を有するものとする。

## 3 財産権上の訴えの管轄権

日本の裁判所は，財産権上の訴えについて，請求の目的が日本国内にあるとき，又は当該訴えが金銭の支払の請求を目的とするものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるときは，管轄権を有するものとする。ただし，差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときは，この限りでないものとする。

(補足説明)

中間試案と同様，訴えの範囲について金銭の支払の請求を目的とする訴えに限定する趣旨を明確にした。

## 4 事務所又は営業所を有する者に対する訴え等の管轄権

- ① 日本の裁判所は，日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものについて，管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は，日本において事業を継続して行う者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）について，管轄権を有するものとする。

## 5 社団又は財団に関する訴えの管轄権

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定するものを除く。），一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団

に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

- ② 日本の裁判所は、民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴えについて、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 6 不法行為に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

## 7 海事に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについて、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、海難救助に関する訴えについて、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

(補足説明)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて規律を設けるかどうかについては、どう考えるか(海事関係の実務について更に調査した上で、今回の部会で議論の基礎となる提案をすることとしたい。)

## 8 不動産に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、不動産に関する訴えについて、不動産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 9 登記又は登録に関する訴えの管轄権

登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属するものとする。

#### 10 相続に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えについて、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、その住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき、その居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。
- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものについても、上記①と同様とするものとする。

#### 11 知的財産権に関する訴えの管轄権

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、当該登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属するものとする。

#### 12 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者からの事業者に対する訴えについて、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴えについて、第1①又は②の規律による場合のほか、③の規律によって消費者契約に関する紛争を対象とする第4の1の合意がその効力を有す

る場合に限り、管轄権を有するものとする。

③ 消費者契約に関する紛争を対象とする第4の1の合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 消費者契約の締結の時ににおいて消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、ウ及びエに掲げるときを除き、その国以外の裁判所に訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

イ 既に生じた消費者契約に関する民事上の紛争に関してされた合意であるとき。

ウ 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき。

エ 事業者が日本又は外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用してその裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出したとき。

（補足説明）

前回の部会で本文③のアの規律（付加的合意）とウ及びエの規律との関係について議論がされた。具体的には、例えば、消費者契約締結時の住所がA国で、その後日本に住所を移転した消費者が、消費者契約締結時にA国の裁判所にのみ訴えを提起すべきものとする専属的な管轄権に関する合意をしていたような場合、次のような事例で問題となり得る。

(i) 消費者が、上記合意に基づいてA国の裁判所に訴えを提起した後、合意以外の管轄原因に基づき日本の裁判所に訴えを提起したのに対し、事業者が、A国の裁判所を専属的な管轄裁判所とする上記合意があるとして、訴えの却下を求めたとき。

(ii) 事業者が、消費者の住所地のある日本の裁判所に訴えを提起したのに対し、消費者がA国の裁判所を専属的な管轄裁判所とする上記合意の存在を主張して訴えの却下を求めたとき。

上記(i)(ii)の場合のいずれも、消費者が専属的な管轄権に関する合意に基づいて訴えを提起し、又はこれを援用している以上、専属的な合意としての効力を制限する必要はないと考えられる。

そこで、本文③のウ及びエに該当する場合を、アの規律により付加的な管轄権に関する合意とみなされる場合から除くこととすることが相当であると考えられるが、どうか。

### 13 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者からの事業主に対する訴えについて、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについて、第1①又は②の規律による場合のほか、③の規律によって個別労働関係民事紛争を対象とする第4の1の合意がその効力を有する場合に限り、管轄権を有するものとする。
- ③ 個別労働関係民事紛争を対象とする第4の1の合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
  - ア 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、ウ及びエに掲げるときを除き、その国以外の国の裁判所に訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。
  - イ 既に生じた個別労働関係民事紛争に関してされた合意であるとき。
  - ウ 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき。
  - エ 事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用してその裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出したとき。

（補足説明）

本文③について、前回の部会での議論を踏まえ、合意が効力を有する場合（ア）として、部会資料24の別案2を採用した。

また、アの付加的合意と、ウ及びエとの関係については、消費者契約に関する管轄権と同様である。

### 第3 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一

の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、民事訴訟法第38条前段に定める場合に限るものとする。

- ② 日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 上記①の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求の管轄権について法令に日本の裁判所に専属する旨の定めがある場合において、管轄権の原因となる事由が外国にあるときは、上記①及び②の規律は適用しないものとする。

#### 第4 管轄権に関する合意等

##### 1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、合意により、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。
- ② 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。その効力を生じないものとする。
- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

##### 2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

## 第5 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、訴えについて管轄権を有することとなる場合（P【日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。】）においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(補足説明)

### 1 本規律の対象について

前回の部会においては、本規律の適用範囲について、専属的な管轄権に関する合意を除外すべきかについて意見が分かれた。

前回の部会においては、専属的な管轄権に関する合意を適用範囲から除外すべきであるという考え方が多数であったが、この考え方は、①法定の国際裁判管轄の原因により管轄権が認められる場合と異なり、管轄権に関する合意、とりわけ専属的な管轄権に関する合意がある場合には、当事者は日本の訴訟手続を前提とした上で日本の裁判所のみで紛争を解決することを意図するものであり、事案の具体的な事情により事後的にその効力を否定することを認めると、管轄権に関する合意をすることにより国際裁判管轄の有無を巡る紛争を防止しようとした当事者の意図に反すること、②日本の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合は、その有効性が認められても、本規律により訴えが却下される可能性があるにもかかわらず、外国の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合は、その有効性が認められると、訴えが却下され、具体的な事情を考慮して日本の裁判所に管轄権が認められることはないので、日本の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意が認められる範囲がより制限される結果となることなどを理由とするものと考えられる。

これに対し、専属的な管轄権に関する合意がされた場合であっても、なお本規律の対象とすべきという考え方は、①本規律は、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる事情があると認められる場合のいずれの場合にも日本の裁判所の管轄権を否定し得るとしており、日本の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意がある場合であっても、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる事情があると認められる場合があり得る以上、本規律の適用対象から除く必要はないこと、②實際上、例えば、当事者が外国に住所を有する者であり、取引に関する交渉もすべて外国で行われ、関係者もすべて外国に存在することから、日本で審理をした場合には審理に長期間を要し、証人が出廷する見込みも薄い事案等



も考えられ、このような事案には訴えを却下する余地を残しておくことが相当であることなどを理由とするものと考えられる。

以上の考え方を前提として、本規律の適用範囲についてはどのように考えるか。

## 2 考慮すべき要因について

考慮すべき具体的事情について、「事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情」に代え、「事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、応訴することによる被告の負担の程度その他の事情」とすることも考えられるが、どうか。

## 第6 適用除外

第1、第2（5①、9及び11を除く。）、第4及び第5の規律は、法令に日本の裁判所に管轄権が専属する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

## 第7 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

(補足説明)

「係争物の所在地が日本国内にあるときは」との文言は、規律全体との平仄も考慮し「係争物が日本国内にあるときは」と変更した。

## 第8 その他

### 1 国内土地管轄規定の整備

- ① 第1から第4までの規律により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 第2の10の②の訴えについては、相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に訴えを提起することができるものとし、相続財産がその管轄区域内にあることを要件としないものとする。

(補足説明)

国際裁判管轄が認められる場合において、法第4条等の規定により国内の管轄裁判所が定まらない場合もあり得るが、そのような場合は例外的であると考えられることから、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄とする旨の規律を置くことでどうか。

また、第2の10の本文②の訴えの国内土地管轄について、法第5条第15号は、裁判所の管轄区域内に相続財産が存在することを要件としており、同号によっても国内の管轄裁判所が定まらない場合があり得る。しかし、同号の訴えについては、国際裁判管轄同様、国内土地管轄についても、管轄区域内の財産の存否にかかわらず相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地に管轄を認めることが相当と考えられる。そこで、本号に限っては、国内土地管轄の規定を改正し、同号括弧書の相続財産の存在という要件を削除するものとするかどうか。

## 2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。